

プレスリリース [2020年5月8日]

**国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の状況を踏まえ、
市立小中学校における臨時休業期間を延長します**

国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の状況を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、5月17日までとされていた市立小中学校における臨時休業期間を5月31日まで延長することとしました。

■ 臨時休業期間

5月18日（月）～31日（日）

■ 子どもの居場所確保

小学校1～3年生までの児童を対象に行っている「小学校での児童の預かり」の期間を延長します。

期間：5月18日（月）～29日（金） 午前8時30分～午後3時30分
（土、日、祝日を除く）

※ 新1年生については、保護者が送迎できる児童とします。

※ 引き続き、ご家庭での検温、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を呼びかけます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

学校教育部指導課 課長 小池 TEL 042-724-2867